



2021年3月23日

各 位

会社名 株式会社カチタス  
代表者名 代表取締役社長 新井 健資  
(コード番号：8919 東証一部)  
問合せ先 取締役管理本部長 横田 和仁  
(TEL 03-5542-3882)

「関東信越国税局からの更正通知書受領（2020年4月28日）」の諸対応  
に関するお知らせ

当社は、2020年4月28日付「関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、関東信越国税局（以下、「税務当局」という。）から「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書（以下、「更正処分等」という。）」を受領していましたが、その後の諸対応に関し、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 不服申立て手続きの進捗

2020年4月28日付公表のとおり、当社の会計・税務処理は適切であると考えており、更正処分等に対する不服申立て等の必要な手続きを進めてまいりました。

当社は、森・濱田松本法律事務所を当社の代理人として選定のうえ、2020年7月9日付で国税不服審判所長に対し、更正処分等の取消しを求める審査請求を行い、同年7月10日付で受理されております。

2. 東京地方裁判所へ訴訟の提起

当社は、国税不服審判所長に対する審査請求をした翌日から3ヶ月を経過しても裁決がなされなかったため、森・濱田松本法律事務所ほかを当社の代理人として選定のうえ、2021年3月23日開催の取締役会において、税務当局に対し更正処分等の取消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を東京地方裁判所に本年3月中に提起することを決議いたしました（以下、「本件決議」という。）。  
なお、本件訴訟の提起は当初より予定していたものであり、当初見通しから変更はありません。

3. 連結業績に与える影響

本件決議が2021年3月期連結業績に及ぼす影響は軽微であり、本件訴訟につきましては今後の進展に応じ適時に適切な情報を開示いたします。

更正処分等の受領に伴う会計処理については、2020年3月期決算において、消費税等差額として2,014百万円の特別損失をすでに計上しております。

また、2021年3月期第1四半期において消費税等差額に対する延滞税45百万円を特別損失に見積り計上しております。

なお、消費税処理に関する会計・税務処理については、今後も従来の処理を継続する予定であります。

以上